

みなとクリーンプラン21(第2次)概要版 ~港区一般廃棄物処理基本計画~

一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市区町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。また、区民や事業者とともに推進する計画として策定しました。

計画期間

本計画は、地球温暖化問題、区民・事業者の環境への意識の高まり等、廃棄物処理を取り巻く状況の著しい変化が予想されることから、平成24年度から10年後の平成33年度を最終目標年度とし、中間年度である平成28年度を中間目標年度として策定しました。

ごみ処理基本計画の全体像

計画の体系

[基本理念]

環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します

[区が目指している方向性]

持続可能な社会

[計画の目指す役割]

○循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組
○区民・事業者とともに推進

基本方針1

ごみを出さない
ライフスタイル・ビジネス
スタイルの意識の醸成
[区民・事業者の役割]

基本方針2

限りある資源の循環利用
[区民・事業者・区の役割]

基本方針3

ごみの効率的で
適正な収集・運搬・処理
[区の役割]

区民・事業者・区の主な役割

区民

- ごみを出さないライフスタイルの変革に努めます。
- ごみの減量・資源化のための地域の活動に、積極的に参加します。
- 日常的に3Rを意識した行動に努めます。
- 「排出者責任」の考え方に基づき、分別の徹底などごみ出しルールを遵守します。

事業者

- ごみを出さないビジネススタイルの変革に努めます。
- ごみの減量・資源化のための地域の活動等に積極的に参加します。
- 生産・流通・販売時は、商品やサービスがごみとならないよう工夫します。
- 資源の分別に努めます。
- 「排出者責任」の考え方に基づき、自らの責任で適正処理を行います。

区

- 区民・事業者のごみの減量・資源化のための意識改革を促進します。
- 区民・事業者・区民団体・NPO等の自主的活動のコーディネーターとして、活動を支援します。
- 低炭素社会も視野に入れた、循環型社会の形成に向けたごみ処理システムの構築に努めます。
- 区全体の快適な生活環境の確保に努めます。
- 区の施設において、率先した環境配慮行動を実践します。

数値目標

~循環型社会の形成に係る数値目標~

①総排出量

平成22年度の総排出量 **177,326t** を、
平成28年度までに **168,000t 以下**
平成33年度までに **160,000t 以下**
に目指します。

②資源化率

平成22年度の資源化率 **29.1%** を、
平成28年度までに **36%以上**
平成33年度までに **42%以上**
に目指します。

③可燃ごみ量

平成22年度の可燃ごみ量 **150,598t** を、
平成28年度までに **138,000t 以下**
平成33年度までに **129,000t 以下**
に目指します。

~低炭素社会の形成に係る数値目標~

①温室効果ガス排出量

平成22年度の温室効果ガス排出量 **20,563t** を、
平成28年度までに **14,700t 以下**
平成33年度までに **9,800t 以下**
に目指します。

最終目標年度(平成33年度)における各主体別の取組のめやす(平成22年度比)

区民

1人1日あたり
110グラムのごみを減らす

- ごみの減量 67g
- ごみから資源への移行 43g

67gの減量の例



43gの資源化の例

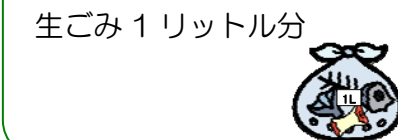


少量排出事業者

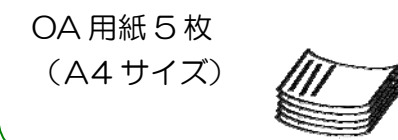
1日1事業所あたり
626グラムのごみを減らす

- ごみの減量 604g
- ごみから資源への移行 22g

604gの減量の例



22gの資源化の例



多量排出事業者

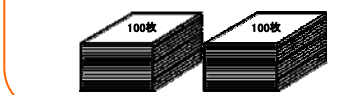
1日1事業所あたり
2kgのごみを減らす

- ごみの減量・ごみから資源への移行 2キロ

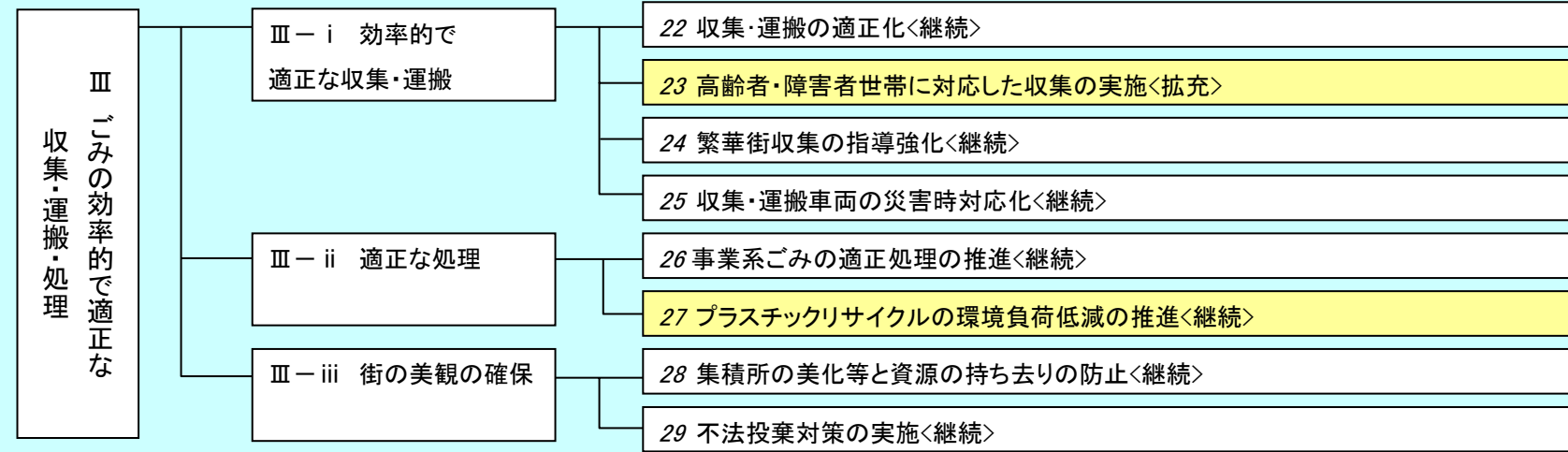
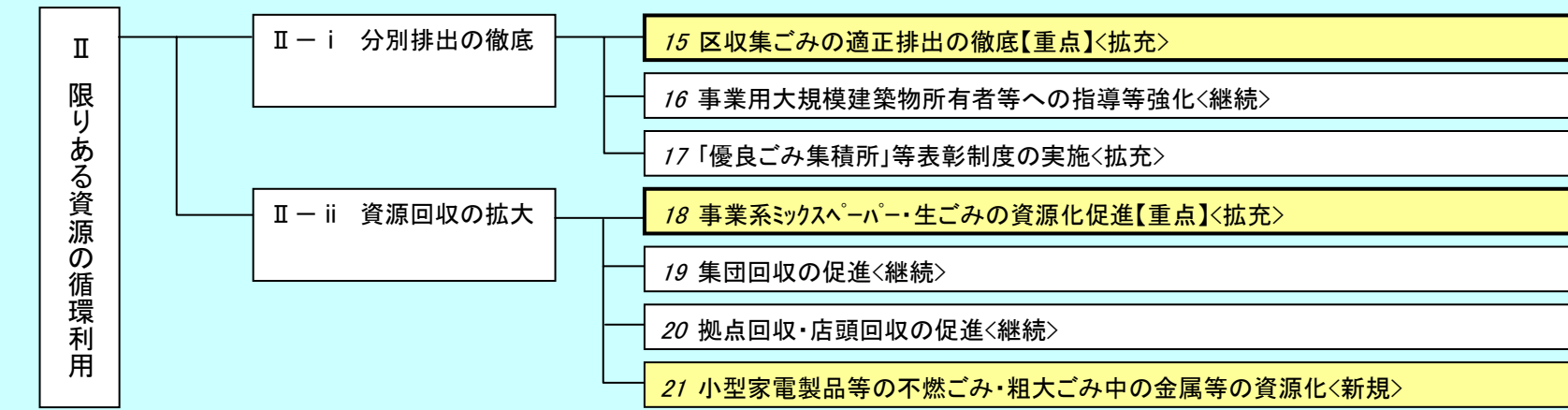
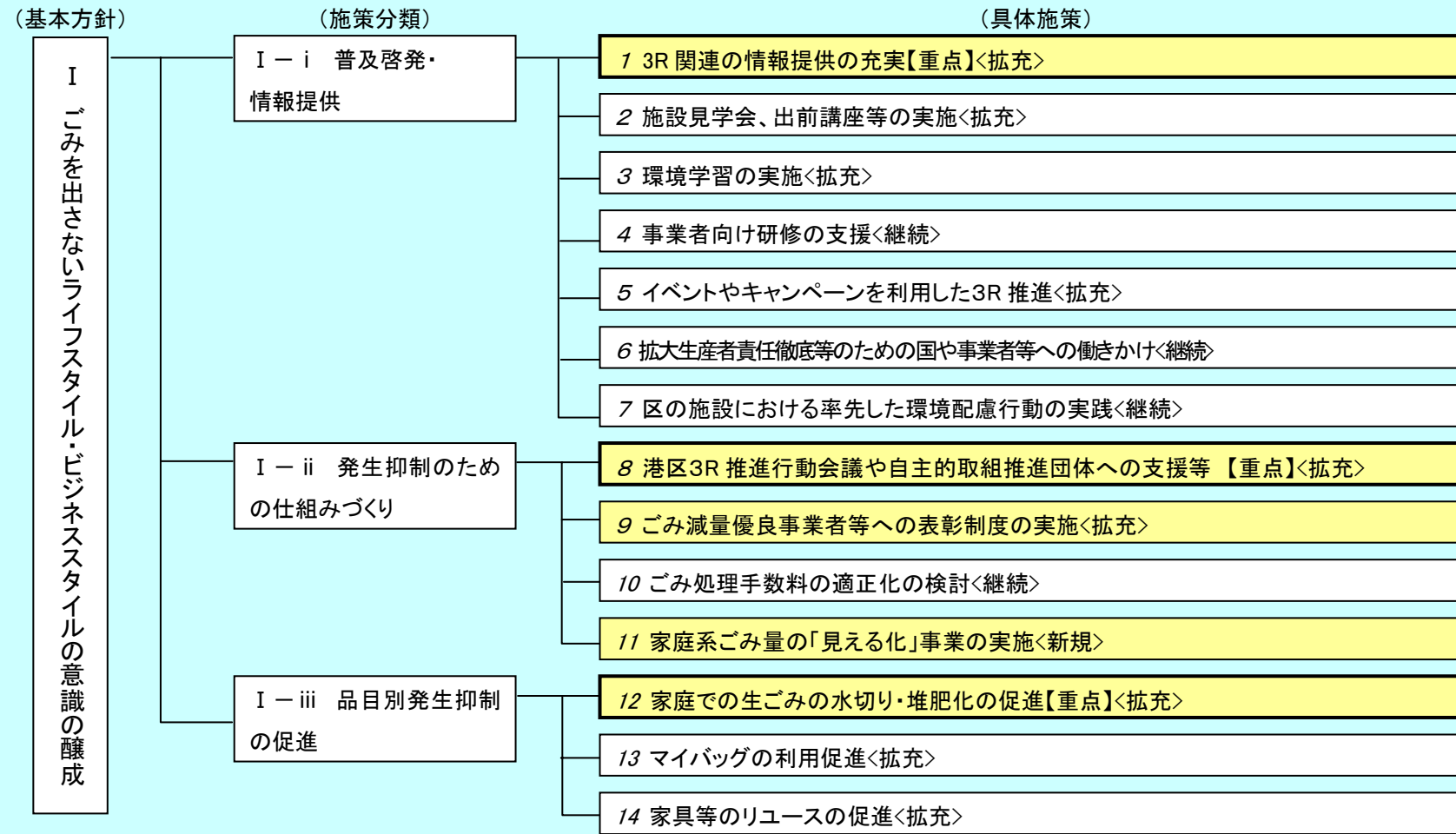
2kgの減量の例



OA用紙200枚
(A4サイズ)【0.8kg】



施策体系



主な具体施策

1 3R 関連の情報提供の充実 【重点施策】<拡充>
 ●3R 関連の情報提供の内容のさらなる充実や情報媒体の多様化により、区民・事業者のより一層の3R 意識の向上を図っていきます。

8 港区3R 推進行動会議や自主的取組推進団体への支援等 【重点施策】<拡充>
 ●区民団体・NPO・事業者・学生等と連携し、3R 推進事業を拡充していきます。
 ●港区3R 推進行動会議や自主的に活動する団体等との連携した取組を進めます。また、育成講座等を通じて、ごみ発生抑制のための普及啓発の担い手を育成していきます。

9 ごみ減量優良事業者等への表彰制度の実施 <拡充>
 ●大規模事業者を対象に、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる優良事業者を表彰するとともに、その事業者にも事業者セミナーの講師をしていただく等、先進的な取組を様々な事業者へ波及させていく仕組みづくりを行います。
 ●小規模事業者等についても、減量・資源化に向けて積極的な取組をしている店舗等を表彰し、紹介する「(仮称) みなとエコショップ表彰制度」を実施します。

11 家庭系ごみ量の「見える化」事業の実施 <新規>
 ●一部の集積所等を対象に、その集積所を利用する区民の協力を得て、ごみの減量に取り組む前後で、ごみ量がどのように変化したかを計測し、その結果を区民に知らせる「(仮称) 家庭系ごみ量の「見える化」事業」を実施します。

12 家庭での生ごみの水切り・堆肥化の促進 【重点施策】<拡充>
 ●水切り等の生ごみの減量化に関する手法や堆肥化等に関する情報を「港区3R 情報紙みなくる」等を活用し、提供していきます。
 ●講習会やイベント等で生ごみの水切りの必要性等を情報提供することにより、区民の水切りに対する意識の向上を図ります。

15 区収集ごみの適正排出の徹底 【重点施策】<拡充>
 ●繁華街を中心とした、区収集を利用している少量排出事業者に対して、きめ細やかな対応が可能な一般廃棄物収集運搬業者の利用を促進していく等、適正排出に向けた啓発を強化していきます。
 ●その際、少量排出事業者向けの分別ガイドブックを作成し、店舗や事業者ごとの配布を通じた適切な指導を行っていきます。

18 事業系ミックスペーパー・生ごみの資源化促進 【重点施策】<拡充>
 ●多量排出事業者に対しては、重点的に、オフィスから大量に排出されるミックスペーパーの資源化について、パンフレットの内容充実と併せて指導を強化していきます。
 ●生ごみの資源化についても引き続き指導していきます。

21 小型家電製品等の不燃ごみ・粗大ごみ中の金属等の資源化 <新規>
 ●小型家電製品に含まれるレアメタル、金、銀、銅、鉄、アルミ等の有用な金属を資源化します。
 ●資源化の方法については、区民が排出した不燃、粗大ごみの中から、区が金属製品を分別します。同時に鍋やフライパンなどの金属についても分別し資源化します。

23 高齢者・障害者世帯に対応した収集の実施 <拡充>
 ●65 歳以上の高齢者や障害者のみで構成する世帯のうち、自力で集積所にごみを出すことが困難な世帯に対して、戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集を引き続き行います。
 ●戸別訪問収集時に、ごみが出ていなく在宅が確認できない場合などは、地域包括支援センター（高齢者相談センター）と協力して、安否を確認する見守りも行っていきます。

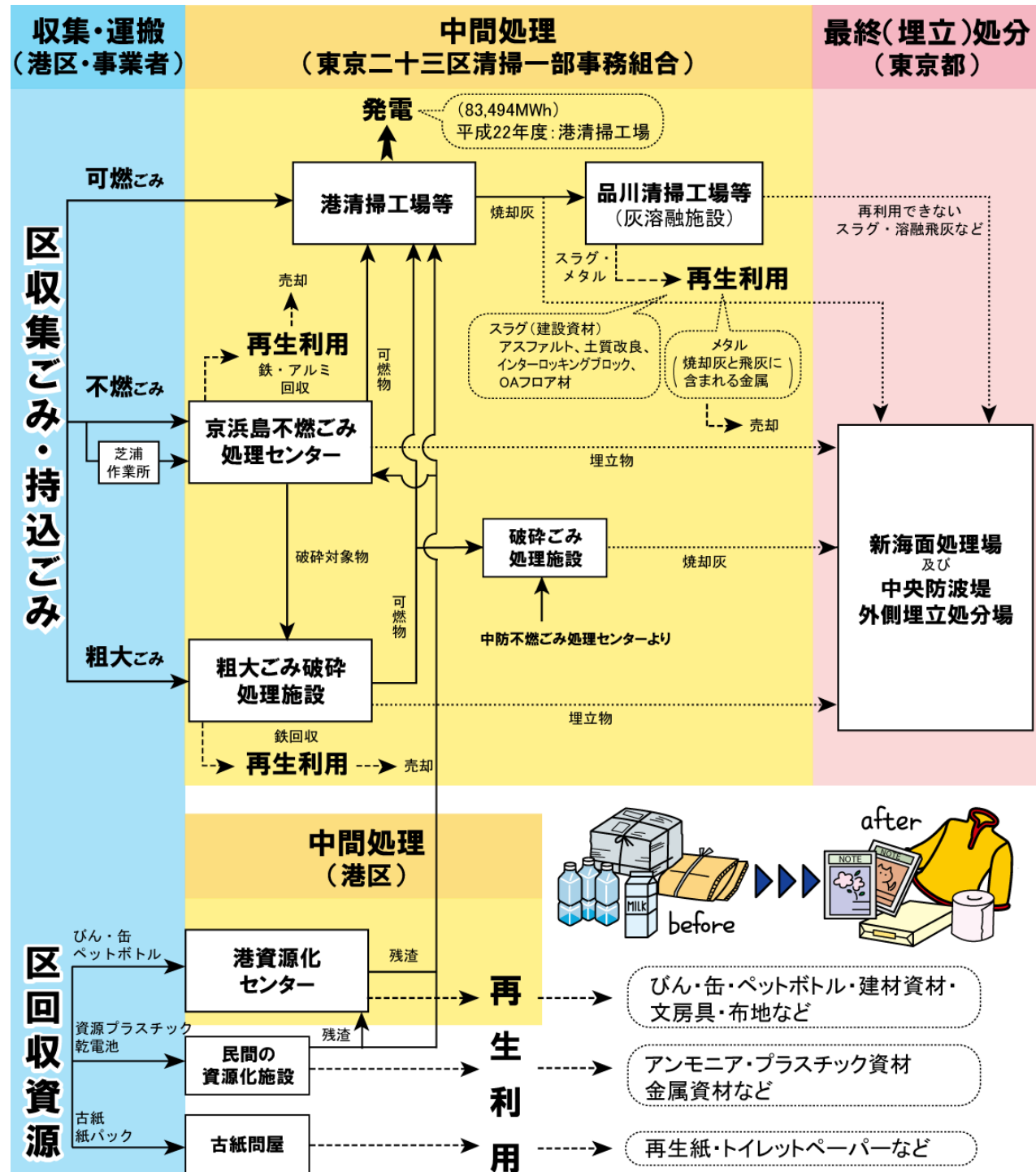
27 プラスチックリサイクルの環境負荷低減の推進 <継続>
 ●平成 20 年 10 月から、全国に先駆けてすべてのプラスチックを資源として回収し、リサイクルしています。サーマルリサイクルする場合に比べて、約 8 割の温室効果ガス排出量の削減となっています。また、平成 24 年度から、資源プラスチックを区内で中間処理し、環境負荷の低減と約 4 割のコスト削減ができる見込みです。
 ●今後とも、プラスチックリサイクルの効率化とさらなる環境負荷低減を進めていきます。

ごみ・資源の処理フロー

一般廃棄物の収集・運搬を港区・事業者（一般廃棄物収集運搬業者）が、中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合が実施し、最終処分は東京都に委託して埋立処分場で行われています。

また、港資源化センターにおいて、区が回収している資源のうちびん・缶、ペットボトルの中間処理を行い、それらを民間の資源化施設へ搬出しています。

(平成 23 年度)



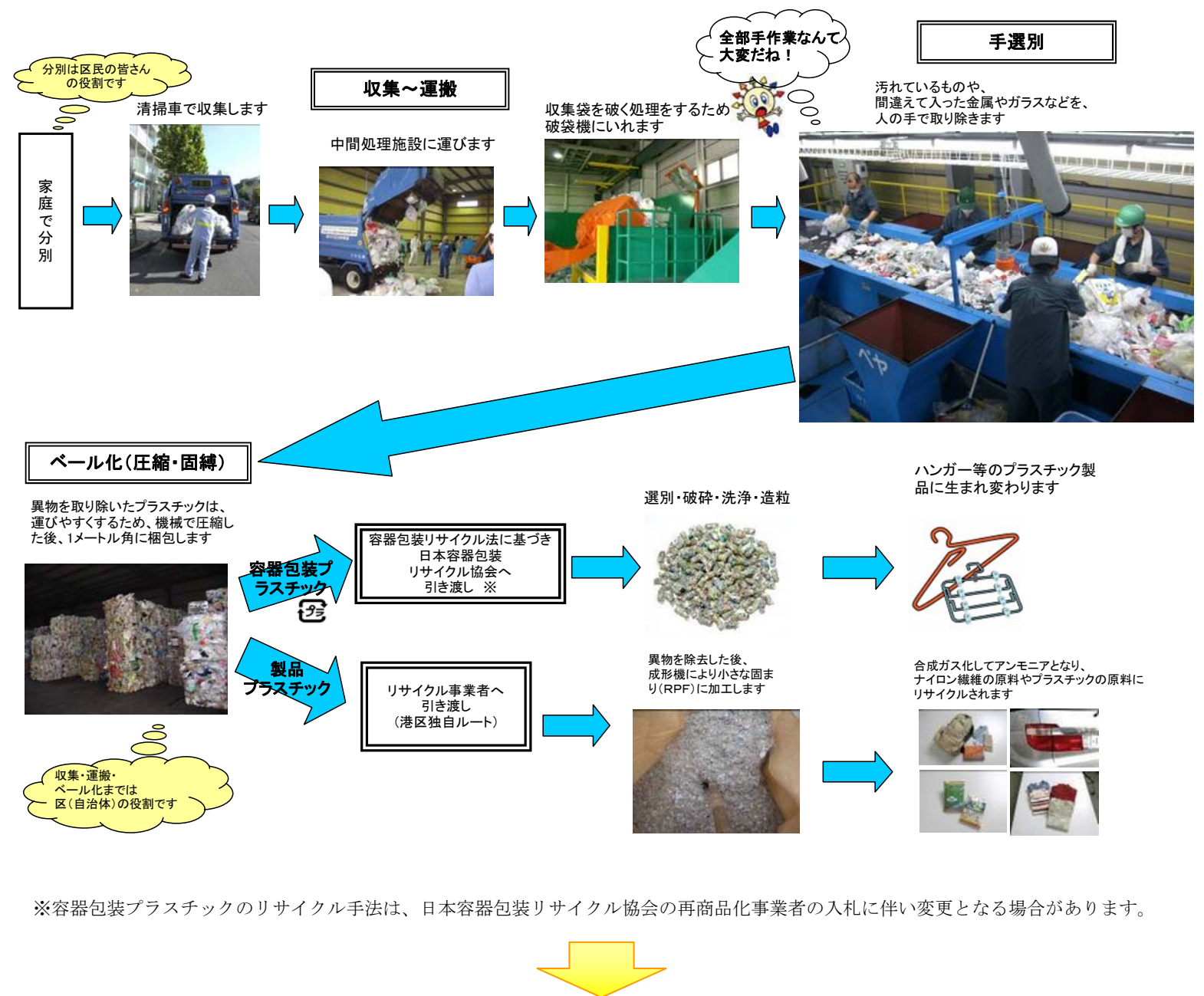
※平成 24 年度より、資源プラスチックについても港資源化センターにおいて中間処理を行います。乾電池については、残渣も含めて民間の資源化施設で処理します。

港区のプラスチックリサイクル手法

区では平成 20 年 10 月より、全国に先駆けて、区民及び少量排出事業者が排出する容器包装プラスチック及び製品プラスチックをリサイクルしています。

容器包装プラスチックのリサイクルについては、プラスチック原料化（マテリアルリサイクル）を行い、製品プラスチックのリサイクルについては、ガス化（ケミカルリサイクル）によって、全量を有効利用しています。

～ 港区のプラスチックリサイクルの流れ ～



※容器包装プラスチックのリサイクル手法は、日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者の入札に伴い変更となる場合があります。

このプラスチックリサイクル手法により、すべてのプラスチックをサーマルリサイクルする場合と比べて、温室効果ガス排出量を約 8 割削減することができます。